

公示

道路法第44条の3第1項第1号に基づき違法放置物件（看板）を除却・保管しました。

令和7年8月8日

沖縄県南部土木事務所長 仲本 隆

- 1 詳細については別紙「保管物件一覧簿」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
 - (1) 身分証明書等
 - (2) その他、土木事務所長が必要と認める書類
- 3 返還を受ける際に必要な手続き
 - ・受領書及び誓約書の提出

4 留意事項

今回、除却・保管を行った広告物又は掲出物件について、公示の日から起算して六月を経過してもなお返還することができないときは、道路法第44条の3第4項の規定に基づき売却もしくは、同条第5項の規定に基づき廃棄することがあります。

南部土木事務所維持管理班
電話：867-2941